

牟田事務所 許可可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 事業年度終了届の提出期限について

事業年度終了後 2 か月以内に税申告をしますよね？

決算書が出来上がった時期にご案内させていただいています、「事業年度終了届」について。決算後 4 か月以内に提出と定められています。

「提出期限が 4 か月ということは分かっているけど忙しくて出せないよ。」という声も聞こえてきそうですが、愛知県ではこれまで期限を過ぎて届出ると、表紙に赤インクで「**4ヶ月以内に提出して下さい**」とゴム印を押されていました。

しかし、今年4月から提出期限を過ぎて提出すると…

事業年度終了届は決算終了後
4 か月以内に提出して下さい



特大サイズのゴム印がバーンと押印されます。更に 1 年を過ぎてしまうと「**嚴重注意**」となるそうです。今回の変更の趣旨を窓口で質問してみたところ、提出期限を過ぎる方が多くいるため、注意喚起するためにゴム印をより目立つものに変更したそうです。

提出期限が過ぎても許可が切れるわけではないし・・・という思いもあるかもしれませんが、この期限は窓口のルールではありません、**建設業法第 11 条第 2 項**で、罰則として未提出や虚偽届出の場合、「**6か月以下の懲役または 100 万円以下の罰金**」という定めもあります。

現在まで、当所の関与先では懲役や罰金はありますが、変更届の遅延で**顛末書を求められたことが数回ありました**。たとえば**役員変更は 14 日以内**、といっても法務局で登記簿謄本が完成するのに 1 週間くらいかかる時期もあるので、ある程度の遅延は寛容してもらえることありますが、寛容自体が特別な取り計らいですので、そこは窓口担当者の優しさです。それを「ラッキーだった！ありがたい！」と感じず、「**前回良かったから、今回もついでの時で大丈夫じゃない？**」と甘えてしまうのは禁物ですね。



それより、役員変更等予定されておられる場合にはご一報ください。退任されたり、非常勤でも許可が失効する場合があります。

担当:小泉潤一郎

★運送業★ ～運行管理者を増やしましょう！～

我が社の大事なドライバーが事故を起こさないように、安全運行を第一に考えた配車や適切なルートを指示をすることが運送事業を行う上で要となっています。その為、運行管理者は必要な法律や知識を身につけ、ドライバーを守ることが責務です。

運行管理者…法定講習の案内が来なくなりました。

年度末に確認をさせて頂きましたが、平成30年度の講習を受講されておられない方があり、他の方に運管を変えようと…いないじゃありませんか！ 何と、運管がお一人！

是非、我が社の補助者や今後管理を担ってほしい人に運管試験挑戦してもらいましょう！！

**年々、試験が難しくなっているようなので取得しようと思っている方は早めの挑戦が
いいですよ(´Д`)b !!**

さらに事業用自動車の数（被けん引車を除く）によって必要人数が決まります。事業拡大中の際は特に注意しましょう。詳しくは担当までご連絡ください。

運行管理者試験日	令和元年8月25日(日)
受験料	6,000円
書面申請	令和元年5月17日(金)～6月7日(金)
インターネット申請	令和元年5月17日(金)～6月18日(火)

Gマーク 安全性優良事業認定申請～申請期間 7/1(月)～7/12(金)～

安全運転の肝

**毎年恒例！
全員集合！**

毎年ご好評 全員参加型セミナー！！

RSTトレーナーによる修了証公布

Gマーク 社外研修が加点されます

日時：令和2年5月15日(水)17:00～

場所：牟田事務所 セミナールーム

受講料：顧問先企業様及びどりかむ21会員様 1人2,000円

そのほかの企業様：1人5,000円



営業職など仕事で車を運転することが多い方にもご参加いただきたいです。

Gマーク申請準備まだ間に合います、間に合わせます！ぜひ連絡ください

★産業廃棄物★ 廃棄物処理業 ～下取り～

最近【下取り】についての相談がありました。
メーカーさんから「自社製品を量販店が販売して下取りをした場合、うちがお願いしている施工業者や運送業者は収集運搬業の許可いるの？」・・・と。

テレビや電子レンジを家電量販店が販売、購入者の自宅まで配送・設置をする。その際に今まで使用していたテレビや電子レンジを引き取ってもらう・・・。
本来、家庭からでた廃棄物は一般廃棄物となり、これを排出者以外が運ぶ場合は一般廃棄物収集運搬業が必要になるのはご存知の通りです。

では、この引き取りが【下取り】によるものだったらどうなるのでしょうか？環境省は、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」としています。

下取り行為自体を事業活動と考え、その行為を行った事業者が排出した産業廃棄物となり、その運搬は自社物運搬となるため許可不要という考え方です。

下取り行為となる要件

- ① 新しい製品を販売する際に行われること
- ② 商慣習として行われること
- ③ 同種の製品で使用済みのものを対象とすること
- ④ 無償での引取りが行われること
- ⑤ 収集運搬がなされること

しかし、販売業者が自分の車で配達するということはほとんどありません。デパート、家電量販店、家具店、インターネット等で商品を購入する場合、運送業者が実際の配達を行うことがほとんどです。では、この運送業者にも許可は不要なのでしょうか？

大阪府が公表しているQAには「**下取りによる運搬を他社(運送会社)に委託するときは、その他社(運送会社)は収集運搬業の許可が必要であり、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。**」とあります。つまり、【下取り】による収集運搬業許可不要というのは販売者にしか適用されないということです。

この場合、運搬を委託された運送業者さんは、一般家庭で使用されていた物であっても販売者の事業活動【下取り】に伴って生じた廃棄物となるため産業廃棄物の収集運搬業許可が必要になります。

うまく表現できませんでしたが、【下取り】であった場合、販売者には許可が不要ですが、**運送会社には産業廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。

また、そもそも【下取り】でない場合、**運搬をする場合には一般廃棄物収集運搬業の許可**が必要になります。

不明…心配な方は、遠慮なく牟田事務所の一休さんこと白木慧恵までご連絡ください。また、行政窓口等外出で留守な場合には、清水までお願いいたします。

平成最後の行政窓口は岐阜県でした。途中、スマホを無くして☹ バスの中に置き忘れてバスの車庫まで取りに行きました。あってよかった(^^) もちろん、2件の申請も無事受付頂きました。これで安心して秋田のお寺まで帰省できます。ラ・ラ・ラッキー

運送業 ホワイト経営認証 ～運転者「職場の働きやすさ」認証制度～

平成 31 年 4 月から働き方改革がよいよ本格始動し、有給や、時間外労働の上限規制年 960 時間（2024 年 3 月まで猶予期間）など、われわれ運送業界も働き方改革を実行していくにあたり、課題は山積み！なんせ運送業界は全職業平均に比べて約 2 割も労働時間が長く、働き方改革に本格的に取り組めない会社が多いのが実情ではないでしょうか。

そのような中、国交省（Not 厚労省）が運送業の働き方改革の一環で、トラックドライバー等の労働環境のレベルアップに取り組む企業を認証する『ホワイト経営』がよいよスタートします。正式名称は 「運転者『職場の働きやすさ』認証制度」 といいます。

政府の計画では時間外上限規制の猶予期間中の 5 年の間に全ドライバーが規制を守れるようにすることが目標で『運び方改革と安心・安全・安定（3A）の職業運転者の実現』と副題を付けているほど本気です。何故ならドライバー不足は深刻で、日銀の調査によると産業別にみた労働力の不足感は業界別でワースト 2。日本の輸送が麻痺してしまう恐れがあるからです。

しかし、人を採用するにも人は環境のいい会社を探します。そのために我が社は労働環境がいい運送会社ですよ～と『見える化』でき、対外アピールができるものがこのホワイト経営認証制度！G マークは安全（荷主向け）、ホワイト経営は労働条件や労働環境（採用、社内、荷主向け）といったところでしょうか（^^）

労働条件と労働環境

ホワイト経営は一つ星～三ツ星で評価、業界の平均的な水準以上を要します。



認証項目

- A 不適切事業者の排除（必須・法定項目）
- B 労働時間・休日
- C 心身の健康
- D 安心・安定
- E 多様な人材の確保・育成
- F 自主性・先進性等

1. 認証段階毎に定める必須項目の全てを満たすこと。
2. 加点項目毎に定める基準点を満たすこと。（足きりあり）

夏頃に認証実施団体（審査する団体）の選定・公表がされ、年度内の制度運営が開始予定です。運送業の人事労務に強い牟田事務所にお任せあれ！
顧問先様には詳細ご案内いたします。

今から一緒に準備しましょう。 人材確保に役立つこと請け合いです。
第 1 回目で認証を受けたいですね！

担当 **美幸 & 牟田** 受付中～